

報告第 1 2 号

事故繰越しの繰越しについて

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項の規定により、避けがたい事故繰越しの繰越しについて別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

市川市長 田 中 甲

令和5年度市川市一般会計

会計名	款	項	事業名	支出負担額 支出為	左の内訳		支出負担 行為予定額
					支出済額	支出未済額	
一般会計	消費費	消費費	消防活動車両整備事業	円	円	円	円
				64,548,000	0	64,548,000	111,450

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	
64,659,450	0	7,933,000	43,600,000	0	13,126,450	令和4年度に購入を計画していた消防支援車1台について、部品不足等により年度内に事業完了が見込めないため令和5年度に明許繰越ししたが、国土交通省の車両認可が厳格化された影響も重なり、車両の生産が遅延したことから、年度内の完了が困難となったため事故繰越しとなるもの。